

令和6年度 第3回 市民自治推進委員会（議事要旨）

開催日時 令和6年6月19日（水） 10時00分～11時30分

開催場所 生駒市役所 大会議室

出席者

（委員）中川委員長、森岡副委員長、相川委員、清水委員、中尾委員、藤田委員、
生駒委員、正垣委員

（事務局）藤川地域コミュニティ推進課長、和田地域コミュニティ推進課主幹、桐谷
地域コミュニティ推進課地域コミュニティ推進係長、沖本地域コミュニティ
推進課地域コミュニティ推進係員、松尾地域コミュニティ推進課地域コ
ミュニティ推進係員

【中川委員長】案件の1番、「自治基本条例の見直し・検討（全体）」について、事務局から説明いただきたい。

【事務局】配布資料に基づき、説明。「資料1」

・前文の逐条解説修正案について

【正垣委員】「都市間競争」という表記を入れた意図は何かあるのか。

【事務局】今の情勢に合った表記に修正するべきだという前提のもと、前回の会議で相川委員の意見等も参考にして加えたものである。また、現在の社会情勢として、市町村ごとに様々な政策があるが、子育て施策や高齢化施策などを他の市町村よりも優れた施策にしなければならないという課題があることを踏まえてこのような表現にした。

【正垣委員】市民のための解説文であるべきなのに、行政目線の表現であると感じた。

また、「人」を「者」に変更したことにも違和感を覚える。「人」と表現したほうが市民にとって親しみやすい解説になるのではないか。

【事務局】修正前の解説文では「人」と「者」が混在し、統一が出来ていなかったもので、第２条の内容に合わせて条文の整理をするために「者」という表現に統一している。

【中川委員長】条文にあった表現にするべきであるため、「人」ではなく「者」という表現を用いる形で進めた方が良いと考える。

【委員】異議なし。

・第４条の逐条解説修正案について

【相川委員】前回の修正案には入っていた「手話」と「やさしい日本語」が抜けている。

【事務局】再度追記する。

・第８条の逐条解説修正案について

【相川委員】以前までキーワードとされていた「シチズンシップ教育」という記載が無くなっているのはなぜか。

【事務局】以前の第８条の解説文修正案はシチズンシップ教育のことが盛り込まれた内容であったが、こども政策課と協議した結果、資料のとおり変更した。こども基本法に基づいてよりかみ砕いた表現にするため、市民により伝わりやすい、わかりやすい表現にした。

【中川委員長】本日欠席の平阪委員から、「まちづくりへの参画にあたって、地域や社会の現状や課題を学ぶ機会を増やすとともに、年齢及び発達の程度に応じて表明した意見を尊重し、施策に反映させ、どのように反映されたかをフィードバックすること

により、こどもたちの更なる意見表明につながるような好循環を創出することが求められます。」の部分について、「年齢及び発達の程度に応じて表明した意見」としてしまうと、逆にこども個人を尊重した表現ではなくなってしまうので、こども基本法の表現に合わせて「まちづくりへの参画にあたって、年齢及び発達の程度に応じて地域や社会の現状や課題を学ぶ機会を増やすとともに、表明した意見を尊重し、施策に反映させ、どのように反映されたかをフィードバックすることにより、こどもたちの更なる意見表明につながるような好循環を創出することが求められます。」に変更したほうが良いという意見が出ている。

【委員】異議なし。

【生駒委員】「子ども」から「こども」へ表記を変更したという話であったが、第8条の条文「18歳未満の青少年及び子どもは」の部分が「こども」の表記になっていないのでは。将来、条文そのものを見直す際に文言を合わせていくという認識でよろしいか。

【中川委員長】国の法律が変わったからと言って、自治基本条例を変える必要はない。

【事務局】こども家庭庁からは、固有名詞等を除いて、出来るだけ「こども」という表記を用いるよう通知があった。必ずしも「こども」という表記に縛られる必要はなく、条文を改正してまで「こども」という表記に変える必要はないと認識しているので、解説文のみに反映している。

・第17条の逐条解説修正案について

【相川委員】前回の委員会では解説文を修正しないということになったが、やはり「市民の立場に立って」の部分について、改正が必要だと考える。市民と職員の立場は明らかに違って、違うからこそ協働することが重要であるため、何らかの補足が必要ではないか。

【事務局】前回の修正案では、解説文の末尾に、「市民の立場に立ってとあるのは、生活者目線を忘れず、要配慮者への配慮を怠らないということを意味します。」という一文を追記していたが、生活者目線という語句が市民にとってわかりにくいという意見が出たため、削除した経緯がある。

【森岡副委員長】市民の立場に立ってというのは、市民の要望に対して、一方的に市の立場を説明するだけで終わらせるのではなく、要望を出した人の気持ちに寄り添い、対応を考えることが必要であるという意味ではないのか。

【相川委員】窓口に来た市民がまちづくりに熱心な人権感覚のある方であれば良いが、クレーマーである場合もあるので、要望した人の立場に立つというだけでは少し危険だと考える。ただ目の前の人の立場に立つというだけでは職員も対応しきれないので、公平公正の観点からも、配慮が必要な人に適切な対応ができるように、もう少しかみ砕いた表現を考える必要がある。

【森岡副委員長】「配慮が必要な人」のような特定の人のみ対象になってしまう言葉は解説に入れるべきではないと考える。それ以外の人には寄り添わなくていいという解釈になりかねない。

【中川委員長】条文そのものが法人ではなく個人としての市民をイメージしたものであるため、解説を変えるのであれば生活者という言葉が最も適切だと考える。「生活者の立場に立って」という表現に変えてはどうか。

【相川委員】「立場に立つ」より「目線を忘れず」という表現の方が良い。前者の表現はクレーマー等の対応を考えると適切ではない。

【中川委員長】では、解説文の「市民の立場に立って」を「生活者としての目線を忘れず」に変更することとしてよろしいか。

【委員】異議なし。

【中川委員長】その他の逐条解説修正案は資料のとおりでよろしいか。

【事務局】異議なし。

【中川委員長】案件の２番、「生駒市自治基本条例検証報告書（案）」について、事務局から説明いただきたい。

【事務局】配布資料に基づき、説明。「資料２」

・条例の運用についての意見について

【相川委員】検証報告書の１８ページから始まる部分について、条文ごとの意見だけでなく、条例全体としての推進体制や首長部局と教育委員会の連携について等、ヒアリングで繰り返し話題に上がったことに関しては条例全体に係る意見として別途記述したほうが良い。

【事務局】１８ページの最初に、各条文に対する意見とは別に、総論的な意見を追記する。

【中川委員長】今日の委員会で出た意見を踏まえた最終の修正・微調整に関しては事務局と私に一任されたい。

【委員】異議なし。

・総括について

【中川委員長】自治基本条例は毒にも薬にもなる条例だ。他市では、参画と協働の基本原則を踏まえずに、施設の建て替えや移転、廃止を強引に進めてしまい、地域住民や市民団体から猛反発を受け、計画が頓挫したという事例があった。場合によっては、自治基本条例を根拠として住民訴訟が起こされる可能性もあるので、市民の意見を丁寧に聞き取ったうえで政策を進められたい。一方で、自治会等の住民自治を強化する

際には非常に役に立つ条例でもあるので、条例の正しい運用に向けて、今後も真摯に向き合い、市民や職員に浸透させていく姿勢が重要である。そのためにも、引き続き職員研修は続けられたい。他に意見が無ければ、これをもって本年度第3回の市民自治推進委員会を終了する。